

奈良市公報

第30号

令和2年7月16日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
6 16	346	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
6 16	347	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
6 16	348	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
6 17	349	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
6 17	350	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
6 17	351	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
6 18	352	放置自転車等の保管	環境政策課
6 19	353	生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	保護課
6 19	354	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
6 19	355	道路の位置指定	建築指導課
6 22	356	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
6 22	357	放置自転車等の保管	環境政策課
6 22	358	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
6 22	359	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止	介護福祉課
6 22	360	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の廃止	介護福祉課
6 23	361	令和2年度奈良市一般会計補正予算等の要領	財政課
6 23	362	令和2年度国民健康保険料の保険料率の決定	国保年金課
6 23	363	令和2年度国民健康保険料の減額の額の決定	国保年金課
6 23	364	国土調査の実施	都祁行政センター 地域振興課
6 23	365	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
6 23	366	国土調査の実施	土木管理課
6 24	367	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
6 26	368	放置自転車等の保管	環境政策課
6 26	369	観光案内所の開館時間の変更	観光戦略課

6	26	370	観光案内所の開館時間の変更	観光戦略課
6	29	371	農用地利用集積計画の決定	農政課
6	30	372	公売通知書の公示送達	滞納整理課
6	30	373	奈良市公報号外第18号に掲載	介護福祉課
6	30	374	奈良市公報号外第18号に掲載	介護福祉課
監 査 委 員				
月	日	番号	件名	
6	23	7	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	
6	26	8	住民監査請求に係る監査結果に基づき措置を講じた旨の通知	
6	29	9	定期監査の実施	
公 営 企 業				
月	日	番号	件名	主 管
6	17	35	奈良市企業局指定給水装置工事業者の指定	経営企画課
6	25	36	奈良市企業局指定給水装置工事業者の廃止	経営企画課
6	25	37	奈良市企業局指定給水装置工事業者の指定	経営企画課
6	30	38	奈良市排水設備指定工事店の指定	給排水課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件名	主 管
6	24	15	定例教育委員会の開催	教育政策課
議 会				
月	日	番号	件名	主 管
6	24	1	議会議長の辞職	議会総務課
6	24	2	議会議長の当選	議会総務課
6	24	3	議会副議長の辞職	議会総務課
6	24	4	議会副議長の当選	議会総務課
6	24	5	議会運営委員会の委員の選任	議会総務課
6	24	6	議会運営委員会の委員長及び副委員長の当選	議会総務課
6	25	7	議会改革推進特別委員会の委員の就任	議会総務課
6	25	8	議会常任委員会の委員の選任	議会総務課
6	25	9	広報広聴委員会の委員の選任	議会総務課
6	26	10	議会常任委員会の委員長及び副委員長の当選	議会総務課
6	26	11	広報広聴委員会の委員長及び副委員長の当選	議会総務課

告 示

奈良市告示第 346 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 6 月 16 日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
嶋田眼科	奈良県奈良市中登美ヶ丘六丁目 3-3 リコラス登美ヶ丘 A 棟 3 F	令和 2 年 4 月 30 日
にしやまクリニック	奈良県奈良市右京一丁目 3-4 すずらん南館 2 F	令和 2 年 4 月 30 日
さくら薬局 奈良神殿店	奈良県奈良市神殿町 297-2	令和 2 年 4 月 10 日

奈良市告示第 347 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和 2年 6月16 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
嶋田眼科	奈良県奈良市中登美ヶ丘六丁目3-3 リコラス登美ヶ丘A棟3F	令和2年 5月1日
にしやまクリニック	奈良県奈良市右京一丁目3-4 サンタウンプラザすずらん南館2F	令和2年 5月1日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年6月16日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和元年12月4日 奈良市指令整開 第19A-23号

令和2年6月15日 奈良市指令整開 第19A-23-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年6月16日 第1732号

公共施設 令和2年6月16日 第856号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市四条大路四丁目53番1の一部、53番3、71番16及び71番17

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西城戸町1番地の4

株式会社 八州エイジェント 代表取締役 河合 浩

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路

奈良市四条大路四丁目53番1の一部、53番3、71番16及び71番17

下水道

奈良市四条大路四丁目53番1の一部

奈良市告示第 349 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年6月17日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和2年2月4日 奈良市指令整開 第19A-31号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年6月17日 第1733号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市佐紀町3533番2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東大阪市小阪三丁目4番A-307号 八戸の里グランドマンションA-307号

桃田 聖人

奈良市告示第350号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により東登美ヶ丘四丁目地区自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年6月17日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	増本 晃 奈良市東登美ヶ丘四丁目16番5号	藤村 和夫 奈良市東登美ヶ丘四丁目7番12号

2 変更の年月日

令和2年4月1日

奈良市告示第 35) 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により秋篠町梅ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年 6 月 17 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	中西 基雄 奈良市秋篠町969番地の50	裏田 末廣 奈良市秋篠町1023番地の10

2 変更の年月日

令和2年4月1日

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年6月/8日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年6月18日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 353 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 2 年 6 月 19 日

奈良市長 仲川 元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	ハローケア訪問看護 ステーション学園前	奈良県奈良市学園北一丁目 13 番 10 号	医療法人社団	令和 2 年 4 月 1 日
新	ハローケア訪問看護 ステーション奈良	奈良県奈良市三条大路五丁目 1 番 28 号	ハートランド	令和 2 年 4 月 1 日
旧	有限会社安心ライフ	奈良県奈良市秋篠早月町 10-10 三和マンション A 棟 110	有限会社安心ライフ	令和 2 年 4 月 1 日
新	有限会社安心ライフ	奈良県奈良市秋篠早月町 9 秋篠サンパレス 3-102、103		

奈良市告示第 354号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年6月19日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
安田 一眞		あんま	令和2年 6月1日
訪問マッサージ 祥あん	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目 5番16-1号		

奈良市告示第 355 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和2年6月19日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市三条町606番地の61パルジュ・ミサト201号
申請者氏名	鎌田 康雄
道路の位置	奈良市北向町26番、下三条町8番7及び同番9の各一部
道路の幅員	最大6.29m 最小6.00m
道路の延長	55.87m
指定年月日	令和2年6月19日
指定番号	第R0117号

奈良市告示第 356 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年6月22日

奈良市長 仲川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和2年 1月14日 奈良市指令整開 第19A-28号

令和2年 6月 2日 奈良市指令整開 第19A-28-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年 6月 22日 第1734号

公共施設 令和2年 6月 22日 第 857号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市押熊町1576番1の一部、1577番1、1578番6、1579番1の一部、1581番1の一部、1582番1の一部、1583番2の一部、1584番1、1585番3の一部、1586番22の一部及び2570番1の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西大寺東町二丁目1番63号

三和住宅株式会社 代表取締役 小林 正樹

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路：奈良市押熊町1576番1の一部、1577番1、1579番1の一部、1581番1の一部、1582番1の一部、1583番2の一部、1584番1、1585番3の一部、1586番22の一部及び2570番1の一部

下水道：奈良市押熊町1576番1の一部、1577番1、1579番1の一部、1581番1の一部、1584番1、1585番3の一部及び2570番1の一部

奈良市告示第357号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年6月22日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年6月22日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第358号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和2年6月22日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和2年7月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970106585	通所介護	社会福祉法人 協同福祉会	奈良県大和郡山 市宮堂町字青木 160番7	あすならホーム 今小路デイサー ビス	奈良市今小路 町29番1

奈良市告示第359号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同法第85条第2号の規定により公示する。

令和2年6月22日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和2年7月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970106593	居宅介護支援	社会福祉法人協同福祉会	奈良県大和郡山市宮堂町字青木160番7	あすならホーム今小路ケアプラ ンセンター	奈良市今小路町29番1

奈良市告示第360号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を廃止したので、同法第78条の11第2号の規定により公示する。

令和2年6月22日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和2年7月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2990100295	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	社会福祉法人協同福社会	奈良県大和郡山市宮堂町字青木160番7	あすならホーム今小路安心ケアシステム	奈良市今小路町29番1

奈良市告示第361号

令和2年奈良市議会6月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年6月23日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 令和2年度奈良市一般会計補正予算（第2号）
- 2 令和2年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度奈良市一般会計 補正予算（第2号）

令和2年度奈良市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ859,666千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181,912,738千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		千円 62,603,080	千円 724,815	千円 63,327,895
	1. 国庫負担金	19,200,442	38,968	19,239,410
	2. 国庫補助金	37,836,591	25,206	37,861,797
	4. 国庫交付金	5,442,500	660,641	6,103,141
21. 繰越金		-	115,151	115,151
	1. 繰越金	-	115,151	115,151
23. 市債		21,332,700	19,700	21,352,400
	1. 市債	21,332,700	19,700	21,352,400
歳入合計		181,053,072	859,666	181,912,738

(註) 「第21款 諸収入」、「第22款 市債」を「第22款 諸収入」、「第23款 市債」に改める。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		千円 16,274,962	千円 88,712	千円 16,363,674
	1. 総務管理費	12,557,397	88,712	12,646,109
3. 民生費		98,617,603	59,178	98,676,781
	1. 社会福祉費	63,621,312	15,078	63,636,390
	2. 児童福祉費	21,769,020	44,100	21,813,120
4. 衛生費		14,734,443	77,719	14,812,162
	1. 保健衛生費	7,033,987	18,400	7,052,387
	2. 保健所費	1,267,202	59,319	1,326,521
7. 商工費		1,652,510	330,000	1,982,510
	1. 商工費	1,652,510	330,000	1,982,510

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 観光費		千円 978,402	千円 35,200	千円 1,013,602
	1. 観光費	978,402	35,200	1,013,602
9. 土木費		11,749,964	82,919	11,832,883
	4. 都市計画費	5,802,775	82,919	5,885,694
10. 消防費		4,218,313	21,017	4,239,330
	1. 消防費	4,218,313	21,017	4,239,330
11. 教育費		13,346,527	164,921	13,511,448
	1. 教育総務費	5,013,035	162,998	5,176,033
	4. 高等学校費	1,180,496	1,923	1,182,419
歳出合計		181,053,072	859,666	181,912,738

第2表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
福祉施設整備事業	千円 1,273,100	千円 1,275,100
都市計画事業	2,566,900	2,584,600
計	21,332,700	21,352,400

令和2年度奈良市土地区画整理事業 特別会計補正予算（第1号）

令和2年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ138,655千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,699,655千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国庫支出金		千円 556,217	千円 52,855	千円 609,072
	1. 国庫交付金	556,217	52,855	609,072
5. 市債		1,214,400	85,800	1,300,200
	1. 市債	1,214,400	85,800	1,300,200
歳入合計		2,561,000	138,655	2,699,655

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
J R 奈良 駅南 2. 地区土地区画 整理事業費		千円 976,800	千円 138,655	千円 1,115,455
	J R 奈良 駅南 1. 地区土地区画 整理事業費	976,800	138,655	1,115,455
歳出合計		2,561,000	138,655	2,699,655

第2表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
J R 奈良 駅南 地区 土地区画整理事業	千円 533,300	千円 619,100
計	1,214,400	1,300,200

奈良市告示第 362 号

令和 2 年度国民健康保険料の保険料率を決定したので、奈良市国民健康保険条例（昭和 34 年奈良市条例第 13 号）第 12 条第 3 項、第 12 条の 6 の 5 第 3 項及び第 12 条の 11 第 3 項の規定により、つぎのとおり告示します。

令和 2 年 6 月 23 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1. 基礎賦課額の保険料率

(1) 所得割

基礎控除後の総所得金額等の 100 分の 8.3

(2) 被保険者均等割

被保険者 1 人につき 26,400 円

(3) 世帯別平等割

1 世帯につき 24,600 円

2. 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

(1) 所得割

基礎控除後の総所得金額等の 100 分の 2.3

(2) 被保険者均等割

被保険者 1 人につき 7,200 円

(3) 世帯別平等割

1 世帯につき 6,000 円

3. 介護納付金賦課額の保険料率

(1) 所得割

基礎控除後の総所得金額等の 100 分の 2.3

(2) 被保険者均等割

被保険者 1 人につき 16,200 円

奈良市告示第363号

令和2年度国民健康保険料の減額の額を決定したので、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号。以下「条例」という。）第16条第2項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する条例第12条第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年6月23日

奈良市長 仲川元庸

1. 基礎賦課額の減額の額

(1) 条例第16条第1項第1号アに規定する額	18,480円
(2) 条例第16条第1項第1号イに規定する額	17,220円
(3) 条例第16条第1項第2号アに規定する額	13,200円
(4) 条例第16条第1項第2号イに規定する額	12,300円
(5) 条例第16条第1項第3号アに規定する額	5,280円
(6) 条例第16条第1項第3号イに規定する額	4,920円

2. 後期高齢者支援金等賦課額の減額の額

(1) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額	5,040円
(2) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号イに規定する額	4,200円
(3) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額	3,600円
(4) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号イに規定する額	3,000円
(5) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額	1,440円
(6) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号イに規定する額	1,200円

3. 介護納付金賦課額の減額の額

- (1) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 11,340 円
- (2) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 8,100 円
- (3) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 3,240 円

奈良市告示第 364 号

国土調査を行うので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり
公示する。

令和 2 年 6 月 23 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 事業計画が決定された年月日
令和2年6月19日 担農第206号
- 2 調査を実施する者の名称
奈良市
- 3 調査地域
奈良市都祁吐山町の一部
- 4 調査期間
令和2年5月26日から令和3年3月31日まで

奈良市告示第 365 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和 2年 6月 23日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ジョイライフ訪問看護ステーション	奈良県奈良市神殿町162-18 インナミマンション205号	令和2年 6月1日

奈良市告示第 366 号

国土調査を行うので、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 7 条の規定により次のとおり公示する。

令和 2 年 6 月 23 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 事業計画が決定された年月日
令和 2 年 6 月 19 日 担農第 206 号
- 2 調査を実施する者の名称
奈良市
- 3 調査地域
奈良市百楽園一丁目、百楽園二丁目、百楽園三丁目、百楽園四丁目、百楽園五丁目
- 4 調査期間
令和 2 年 5 月 26 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

奈良市告示第367号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により敷島町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年6月24日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	川口 久雄 奈良市敷島町二丁目546番地の95	豊永 修穂 奈良市敷島町二丁目546番地の165

2 変更の年月日

令和2年4月1日

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 2 年 6 月 26 日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 2 年 6 月 26 日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 369 号

奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第6条第2項の規定により、次のとおり観光案内所の開館時間を変更する。

令和 2 年 6 月 26 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 開館時間の変更

令和2年7月1日から同年7月31日までの開館時間を次のとおりとする。

施設名	開館時間
奈良市総合観光案内所	午前9時から午後5時まで

奈良市告示第 390 号

令和 2 年奈良市告示第 1 1 8 号 (観光案内所の開館時間の変更) の規定にかかわらず、奈良市観光案内所規則 (平成 2 1 年奈良市規則第 6 0 号) 第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり観光案内所の開館時間を変更する。

令和 2 年 6 月 26 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 開館時間の変更

令和 2 年 7 月 1 日から同年 7 月 3 1 日までの開館時間を次のとおりとする。

施設名	開館時間
奈良市観光センター	午前 9 時から午後 5 時まで
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	

奈良市告示第37/号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和2年6月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第372号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第96条第1項の規定に基づく公売通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和 2年 6月 30日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
公売通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

監

查

奈良市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年6月23日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 松 下 幸 治
同 太 田 晃 司

保健予防課

監査結果公表日 平成30年6月29日（奈良市監査委員告示第10号）

措置結果通知日 令和2年4月9日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>予防費の切手類受払簿を査閲したところ、大量の切手を保有しており、年度内にほとんど使用予定がないにもかかわらず、年度末に現保有残高を超える多額の切手を追加購入していた。</p> <p>切手類は年度末に予算を消化するために購入することなく、必要枚数を適切に把握した上で計画的に購入するとともに、郵便物送付については料金後納等の方法についても検討されたい。</p>	<p>予防費の切手類購入においては、平成30年度から、担当者及び係長で、切手類受払簿により保有枚数を確認の上、過分に購入することなく、適正枚数の購入を行うよう改めました。</p>

下水道事業課

監査結果公表日 令和2年3月30日（奈良市監査委員告示第3号）

措置結果通知日 令和2年6月3日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>公共下水道事業受益者負担金にかかる延滞金については、システムで自動計算されているが、本来の金額より多く徴収していた。</p> <p>この原因は、自動計算を行うためには、毎年、延滞金の算定の基となる特例基準割合を</p>	<p>監査の指摘を受けて、速やかに平成30年から令和2年までの特例基準割合を入力しました。</p> <p>また、令和2年度から、下水道受益者負担金システム保守業務委託の仕様書に、保守内容と</p>

<p>システムに入力処理しなければいけないところ、平成30年以降は入力しておらず、特例基準割合が適用されていなかったことによるものであった。また、特例基準割合の入力は企業局職員で行うべき処理であったが、システムの保守会社が行うのか、企業局職員が行うのか所管課が明確に把握していなかったことも要因の一つであった。</p> <p>延滞金の算定システムの保守に必要な処理の熟知及び保守会社との業務分担の整理等、適時適切にシステムの保守管理を行った上で、奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例第10条及び附則第3項の規定に則り、適正に延滞金を徴収されたい。</p>	<p>して「延滞金の率の設定（当市に訪問対応）」を明確に記載し、業務分担の整理を図りました。</p> <p>今後は適正な算定により延滞金を徴収します。</p>
--	---

企業出納課

監査結果公表日 令和2年3月30日（奈良市監査委員告示第3号）

措置結果通知日 令和2年6月10日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>下水道使用料の賦課誤りに伴う還付加算金について、算定期間の末日の設定に誤りがあり、本来より少なく支払っている事例と多く支払っている事例があった。</p> <p>還付加算金については、地方自治法第231条の3第4項及び地方税法第17条の4の規定に基づき、算定期間の末日を還付のための支出決定日として、適正に算定した上で支出されたい。</p>	<p>下水道使用料の賦課誤りに伴う還付加算金について、還付加算金の算定基準日に誤りがあったため、算定基準日を見直した結果、本来より少なく支払った事例については不足分の還付手続を行い、令和2年4月30日付けで還付をしました。</p> <p>また、本来より多く支払っている事例については超過分の請求手続を行い、令和2年4月28日付けで収納しました。</p>

奈良市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により必要な措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年6月26日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 松 下 幸 治
同 太 田 晃 司

奈市地第72号
令和2年6月23日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 松 下 幸 治 様
同 太 田 晃 司 様

奈良市長 仲 川 元 庸

住民監査請求の監査結果に対する措置について（通知）

令和2年3月27日付け奈監第68号で勧告のあったことについて、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき通知します。

記

1 措置すべき事項

市長は、本件住民監査請求がなされる前から、市が進めているC自治会への支出に対する調査を引き続き、早急かつ慎重に行い、令和元年6月28日支払の令和元年度自治会交付金についての調査結果を監査委員に報告すること。

上記調査の結果、違法又は不当な支出については、自治会交付金の決定の取消しを行い、B氏に対し、不当利得分の返還請求を行うこと。

2 講じた措置

C自治会に対する令和元年6月28日支払の令和元年度自治会交付金についての調査結果を令和2年6月23日に監査委員に報告しました。

この調査の結果、違法又は不当な支出であったため、令和2年6月22日付けで令和元年度自治会交付金の交付決定の取消しを行うとともに、令和2年6月22日付け、B氏に対し、不当利得分として交付金額全額である189,000円の返還請求を行いました。

なお、平成30年度以前の当該自治会への自治会交付金の支出についても調査を行った結果、C自治会において平成27年度までは夏祭りや餅つき等の行事、活動が行われているが、平成28年度から平成30年度までは自治会活動の実態がないと判断し、平成28年度から平成30年度までの自治会交付金については、B氏に対し、令和2年6月22日付けで「しみんだより」配布報償費相当額を差し引いた金額516,600円の返還請求を行いました。

奈良市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和2年6月29日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 松 下 幸 治
同 太 田 晃 司

奈 監 第 28 号
令和2年6月29日

奈良市長 仲川元庸様
奈良市議会議員 三浦教次様

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 松 下 幸 治
同 太 田 晃 司

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

なお、今回の定期監査は、令和元年度の財務に関する事務の執行について実施したので、令和2年4月1日に組織・機構の再編がされていますが、監査対象を旧組織名で表記しています。

1 監査対象

総合政策部 総合政策課 情報政策課
総務部 契約課 財政課 資産経営課

なお、令和2年4月17日付け総務部長事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた事業見直しについて（依頼）」に対する具体的な措置を検討したところ、監査対象課において感染症対策に伴い業務量が増大すること、また、監査対象課及び監査委員事務局において通常の勤務体制をとれないことが想定された。

これらのことに鑑み、監査を実施することの合理性が担保できないと判断し、令和2年4月21日以降に実施予定となっていた以下の課について、監査を中止することとした。

総務部	市民税課	資産税課
福祉部	保護第一課、保護第二課	
	長寿福祉課	福祉医療課
子ども未来部	保育総務課	保育所・幼稚園課
健康医療部	医療政策課	健康増進課 母子保健課 保健予防課
観光経済部	観光戦略課	奈良町にぎわい課

2 監査期間

令和2年4月9日から令和2年6月23日まで

3 監査方法

令和元年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和2年2月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。

しかし、実施した監査においても、監査対象課及び監査委員事務局が新型コロナウイルス感染症対策を行ったことにより、通常の監査方法に制約を受けたものとなった。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

総務部

契約課

【意見】回収困難な債権について

総務費雑入の関係書類を査閲したところ、損害賠償金の収入未済が、監査時点で4者4件8,501,800円あった。

本件は、本市発注の公共工事入札において、平成18年度に談合事件があったとして、市が落札業者31者に損害賠償請求を行い、そのうち支払いに応じなかった12者を対象に市が訴訟を起し、確定判決を得た債権の未納分3者

と、訴訟前に自己破産し債務の免責許可を受けた1者である。

この4者は、債務者の破産、法人解散及び死亡等の状況であることから、ここ数年債権回収を行っていないが、奈良市債権管理条例第11条に規定する債権放棄の要件に該当しているとも見られる。

今後、回収の可能性が残されているのであれば、迅速かつ継続的に徴収努力を行うべきであるが、可能性が極めて低いのであれば、いたずらに処分を留保し債権として管理し続けることは不適切といえる。

本件は、談合事件として本市にとって重大な案件であっただけに、そのてん末を明らかにし、説明責任を果たしていくことが必要である。そのことを踏まえ、債権回収の可能性の観点から、当該債権の整理のあり方について適切に判断されたい。

資産経営課

(1) インターネットによる公有財産売却（自動車）における入札において、予定価格が一律10,000円となっていた。

個々の車両により、車種、年式及び走行距離等の条件が異なることから、現状の予定価格の設定方法は適正とはいえないため、奈良市契約規則第10条第3項の規定に基づき、適正に予定価格を設定されたい。

(2) 北部会館市民文化ホール等における自動販売機の設置において、入札を実施するにあたり予定価格調書を作成せずに予定価格を設定していた。また、市長決裁を経ずに予定価格を事前公表していた。

入札を実施する場合は、奈良市契約規則第10条の規定に基づき予定価格調書を作成した上で、予定価格を設定されたい。また、予定価格は原則非公表であり、自動販売機の設置は事前公表できる入札には該当しない。例外的に事前公表する場合は、同条にある「その他市長が定める契約の入札」の規定に基づき、適正に事務手続を行われたい。

【意見】自動販売機の設置の入札について

北部会館市民文化ホール等における自動販売機の設置の入札について、関係書類を査閲したところ、次のような状況であった。

ア 持参式の一般競争入札で実施している。

イ 1者応札を有効としており、実際に入札参加者が1者で落札している。

ウ 予定価格を事前公表している。

エ 予定価格が行政財産使用料の算定額で設定されている。

ア、イ、ウの組合せの場合、予定価格と同額で落札することも可能となり、競争原理が働かず、また、エの場合、行政財産使用料は市場価格と比べて低額であるため、行政財産使用許可から入札方式の貸付契約に切り替えた利点が生かされないことも考えられる。

以上のことから、入札方式については、郵便入札の導入を検討するなど競争性を確保し、また、予定価格については、市場価格も考慮した上で設定し、低額での落札を回避することにより、最大限の収入確保を図られたい。

公當企業

奈良市企業局告示第35号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年6月17日

奈良市公営企業管理者 池田修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
こしの水道設備	越野 昌	奈良県御所市柏原1617-2	令和2年6月4日

奈良市企業局告示第36号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止
の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年6月25日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
有限会社 山崎 住設	取締役 山崎 順一	奈良市川之上突抜北方町1番	令和2年6月12日

奈良市企業局告示第37号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年6月25日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 I. Eサポート	代表取締役 山 崎 昂哉	奈良市川之上突抜北方町1番	令和2年6月12日

奈良市企業局告示第38号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成26年奈良市企業局管理規程第4号）第10条の規定により、次のとおり告示します。

令和2年6月30日

奈良市公営企業管理者 池田 修

1 指定年月日

令和2年6月30日

2 指定工事店

指定番号	店舗の所在地	会社名又は商号	代表者又は氏名
第485号	奈良市法蓮町632-2 一條館304	木下住設 奈良営業所	木下 剛志
第486号	奈良市朱雀五丁目1-1-56-104	稲富設備	代表 稲富 将人
第487号	奈良市恋の窪一丁目13-12	有限会社 吉岡設備 奈良営業所	取締役 吉岡 廣之
第488号	奈良県御所市柏原1617-2	こしの水道設備	代表 越野 昌
第489号	奈良県磯城郡川西町梅戸348番地2	株式会社 岸本設備	代表取締役 岸本 輝次

教育委員会

奈良市教育委員会告示第15号

令和2年6月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和2年6月24日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和2年6月30日（火）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

- (1) 令和2年度新型コロナウイルス感染症対応による奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要領の制定について

議事

- 議案第11号 奈良市立学校教職員安全衛生規則の一部改正について
議案第12号 奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
議案第13号 奈良市いじめ対策検討委員会委員の委嘱又は任命について
議案第14号 奈良市いじめ防止連絡協議会委員の委嘱又は任命について

協議事項

- (1) 「奈良市の目指す教育について」
(2) 「奈良市における中高一貫教育校の設置について」

その他報告事項

- (1) 不登校児童生徒への対応状況について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

議 会

奈良市議会告示第1号

議会議長 森田一成 は、本日の議会定例会において、
議会議長を辞職しました。

令和2年6月24日

奈良市議会副議長

宮池 明

奈良市議会告示第2号

議会議員 三浦教次 は、本日の議会定例会において、議会議長に当選しました。

令和2年6月24日

奈良市議会議長

三浦教次

奈良市議会告示第3号

議会副議長 宮 池 明 は、本日の議会定例会において、議会副議長を辞職しました。

令和2年6月24日

奈良市議会議長

三 浦 教 次

奈良市議会告示第4号

議会議員 八尾俊宏 は、本日の議会定例会において、議会副議長に当選しました。

令和2年6月24日

奈良市議会議長

三浦教次

奈良市議会告示第5号

本日の議会定例会において、次のとおり議会運営委員会の委員を選任しました。

令和2年6月24日

奈良市議会議長

三 浦 教 次

塚	本	勝
山	出	哲 史
阪	本	美 知 子
白	川	健 太 郎
太	田	晃 司
横	井	雄 一
宮	池	明
九	里	雄 二
井	上	昌 弘
北		良 晃

奈良市議会告示第6号

本日、次の者が議会運営委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

令和2年6月24日

奈良市議会議長

三 浦 教 次

委員長 宮 池 明

副委員長 横 井 雄 一

奈良市議会告示第7号

令和2年6月25日、議会改革推進特別委員会の八尾俊宏委員
が辞任したので、同日、森田一成議員が同委員に就任しました。

令和2年6月25日

奈良市議会議長

三浦教次

奈良市議会告示第8号

本日、次のとおり議会常任委員会の委員を選任しました。

令和2年6月25日

奈良市議会議長

三浦教次

総務委員会

松	下	幸	治
太	田	晃	司
山	口	裕	司
内	藤	智	司
森	田	一	成
中	西	吉	日出
森	岡	弘	之

観光文教委員会

道	端	孝	治
樋	口	清	二郎
林		政	行
阪	本	美	知子
北	村	拓	哉
東	久保	耕	也
藤	田	幸	代

厚生消防委員会

塚	本	勝
山	出	史
白	川	太 郎
階	戸	一
宮	池	明
三	橋	史
酒	井	江
北		晃

市民環境委員会

山	本	直	子
山	本	憲	宥
早	田	哲	朗
八	尾	俊	宏
九	里	雄	二
三	浦	教	次
鍵	田	美	智 子

建設企業委員会

横	井	雄	一
大	西	淳	文
柿	本	元	氣
田	畑	日 佐	惠
松	石	聖	一
井	上	昌	弘
土	田	敏	朗
伊	藤		剛

予算決算委員会

道	端	孝	治	山	口	裕	司
塚	本		勝	北	村	拓	哉
樋	口	清	二	八	尾	俊	宏
山	出	哲	郎	東	保	耕	也
林		政	史	久	藤	智	司
松	下	幸	行	内	田	幸	代
阪	本	美	治	藤	畑	日	惠
山	本	直	子	田	里	雄	二
白	川	健	子	九	石	聖	一
山	本	憲	郎	松	田	美	智
太	田	晃	宥	鍵	上	昌	子
階	戸	幸	司	井	田	一	弘
横	井	雄	一	森	田	敏	成
官	池		一	土		良	朗
早	田	哲	明	北	西	吉	晃
三	橋	和	朗	中	藤	日	出
大	西	淳	史	伊	岡		剛
柿	本	元	文	森		弘	之
酒	井	孝	気				
			江				

奈良市議会告示第9号

本日、次のとおり広報広聴委員会の委員を選任しました。

令和2年6月25日

奈良市議会議長

三浦 教 次

道	端	孝	治
松	下	幸	治
山	本	憲	宥
階	戸	幸	一
宮	池		明
酒	井	孝	江
山	口	裕	司
東	久保	耕	也
内	藤	智	司
伊	藤		剛

奈良市議会告示第10号

本日、次の者が議会常任委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

令和2年6月26日

奈良市議会議長

三浦 教次

総務委員長 太田 晃司

同 副委員長 松下 幸治

観光文教委員長 藤田 幸代

同 副委員長 樋口 清二郎

厚生消防委員長 白川 健太郎

同 副委員長 山出 哲史

市民環境委員長 山本 憲宥

同 副委員長 早田 哲朗

建設企業委員長 井上 昌弘

同 副委員長 大西 淳文

予算決算委員長 八尾 俊宏

同 副委員長 宮池 明

奈良市議会告示第11号

本日、次の者が広報広聴委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

令和2年6月26日

奈良市議会議長

三浦 教 次

委員長	伊 藤	剛
副委員長	道 端 孝	治